

京都市告示第 6 9 1 号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
西方尼寺・本光院	京都市上京区今出川通七本松西入真盛町 745 番 1, 742 番 7
柗家旅館	京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町 273 番, 274 番, 277 番, 279 番, 281 番, 283 番 京都市中京区富小路通御池下る松下町 136 番 2, 140 番, 140 番 1, 141 番 (一部), 143 番 (一部), 144 番 (一部)
柗家別館	京都市中京区御幸町通二条下る山本町 426 番, 431 番
塩芳軒	京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町 178 番, 180 番 京都市上京区大宮通一条下る庇町 187 番 17
町宿忝邑	京都市伏見区京町北八丁目 82 番 1, 82 番 2
臥月亭	京都市左京区吉田神楽岡町 8 番 196
四条町大船鉾会所	京都市下京区新町通四条下る四条町 355 番
田中邸	京都市下京区七条通間之町東入材木町 485 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)